**三条商工会議所　雇用対策事業**

**企業PR動画作成補助金　交付要綱**

**令和４年５月版**

**三条商工会議所**

|  |
| --- |
| **【お問い合わせ先】**  **三条商工会議所　経営支援課**  **TEL：0256-32-1311　FAX：0256-32-1310**  **e-mail:shien＠sanjo-cci.or.jp** |

**三条商工会議所　雇用対策事業**

**企業PR動画作成補助金　交付要綱**

目　的

　長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により企業説明会や会社見学会の中止など対面による企業のPR機会の喪失、情報不足による企業と求職者のミスマッチ、それに伴う早期離職などが懸念される中、感染症の影響を克服して採用活動を行う事業所を支援することを目的に実施いたします。

内　容

**＜１．補助対象事業＞**

**三条市が運営する『三条おしごとナビ』ホームページへ掲載する企業PR動画の**

**作成費用の補助**

※１：本事業は動画を作成し、上記ホームページに掲載することを必須とします。

　　　動画を作成しても上記ホームページに動画を掲載されない場合は交付決定

　　　を取り消す場合がございます。

※２：企業PR動画の定義

　　　各企業の特定ブランドや特定商品をPRすることに特化した動画ではなく、

　　　企業そのものを紹介し、企業理解につながる内容とします。その際、特定

　　　ブランドや特定商品のPR要素が入ることは差し支えありません。

　※３：対象となる動画については、三条おしごとナビに掲載してから最低1か月は

　　　　継続して掲載することを必須とします。

　　　　ただし、動画内容が事実と相違する場合や各社の経営環境の変化等の理由に

　　　　より差し替えが必要になった場合は、本補助金を活用して作成した動画を

　　　　１か月に満たない範囲で掲載を取り下げても構いません。しかし、差し替え

　　　　た動画が掲載されない場合は本補助金の交付を取り消す場合がございます。

**＜２．補助対象となる事業者＞**

三条市に本社があるか、又は三条市を勤務地とする企業。(三条おしごとナビ掲載可能企業の定義に準ずる。)

**＜３．補助対象経費ならびに上限額他条件について＞**

**－補助対象経費－　次の①～③をすべて満たすもの**

①動画作成の企画、撮影費用、編集費用、外注費、機材借料等、本事業の遂行に

　あたり必要となる経費。

**※申請事業者自身が撮影し編集、掲載まで完結する場合は補助対象外とします。**

**※機材の購入やソフトウェアの購入(サブスクリプション契約含む)など、事業完**

**了後も申請者の資産として残る支出は補助対象外です。**

②令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)までに経費支払いが完了してい

　ること。

③証拠資料等により補助対象経費の支払金額が確認できること。

**―補助上限額―**

・1事業者あたり100千円(税込)を上限とします。

　補助対象経費が100千円(税込)に満たない場合は、申請額を補助上限額とします。

**―申請可能回数・対象者―**

・2020、2021年度に行った本補助金事業を活用された事業者は申請できません。

・1事業者あたり1回まで申請可能とします。

**＜４．補助金の申請について＞**

**―公募締切・必要書類―**

・本事業の利用を希望する場合は**『補助対象となる動画の作成』、『経費の支払い』、『三条おしごとナビへ掲載』を完了**後、**下記に定める書類を準備・作成**し、**2023年(令和５年)2月28日（火）までに**三条商工会議所に提出ください。

・本事業は**申請順に受け付けることとし、予算に到達次第、終了**いたします。

**―申請・補助金交付に必要な書類―**

　①企業PR動画作成補助金交付申請書**…様式　雇-１**

②動画制作にかかった経費の請求書**…任意様式**

　③動画制作にかかった経費を支払った領収書あるいは銀行振込の控え**…任意様式**

**→②と③は令和４年４月１日から令和５年２月２８日の間の日付であること**

　④補助金振込口座届出書**…様式　雇-２**

**＜５．補助金の支払について＞**

**―振込時期―**

・補助金の振込時期については、事業者が**＜４．補助金の申請について＞に記載した―申請・補助金交付に必要な書類―**を提出し、**事務局が三条おしごとナビホームページ上にて制作動画の掲載を確認できた月の翌月２０日払い**とします。支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振込とします。

・ただし、締切末日に書類を提出いただいた場合、掲載確認が3月にずれる場合がありますがその場合は3月20日を支払日と設定し、支払い日が金融機関休業日の場合は、翌営業日の振り込みとします。

**―書類の不備について―**

・書類の不備や動画掲載が確認できない場合には不備が解消されるまで補助金の振込は行いません。

**＜６．注意事項＞**

①本補助金の要綱に反した場合ならびに不正が行われた場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。

②補助対象事業を実行するにあたり、他の補助金との併用は不可とします。

③本事業で作成した動画を三条市おしごとナビ以外の媒体(自社ホームページ、他社サイト、SNS等)に掲載することは妨げません。

④本事業で作成した動画を公開した結果、生じた問題等に関して三条商工会議所は責

　任を負わないこととし、申請事業者の責任において解決するものとします。

⑤三条おしごとナビに掲載した動画を、削除もしくは取り下げた場合、おしごとナビ

　のホームページ上でもサムネイル等の表示が残らないようにしてください。

⑥三条おしごとナビへの掲載方法や変更方法などの問合せは三条市経済部商工課へ

　お問合せください。(TEL：0256-34-5610)

**＜７．よくある不備事項＞**

**・領収書は、収入印紙の貼付や発行元の押印などにより確実に支出したことがわかる**

**形であることをご確認ください。**

**・銀行振込の場合は請求書に記載された銀行口座と申請者が振り込んだ振込先口座**

**が一致していることがわかる書類をご用意ください。**